

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

| | | | | | | |
|-----|----|----------|----|----------|-----|----------------|
| 委員長 | 谷川 | 秀善 (自民) | 小林 | 温 (自民) | 平田 | 健二 (民主) |
| 理事 | 魚住 | 汎英 (自民) | 関谷 | 勝嗣 (自民) | 本田 | 良一 (民主) |
| 理事 | 加納 | 時男 (自民) | 福島 | 啓史郎 (自民) | 藁科 | 満治 (民主) |
| 理事 | 松田 | 岩夫 (自民) | 保坂 | 三蔵 (自民) | 浜四津 | 敏子 (公明) |
| 理事 | 広野 | ただし (民主) | 山下 | 善彦 (自民) | 松 | あきら (公明) |
| 理事 | 藤原 | 正司 (民主) | 勝木 | 健司 (民主) | 緒方 | 靖夫 (共産) |
| | 泉 | 信也 (自民) | 直嶋 | 正行 (民主) | 西山 | 登紀子 (共産) |
| | | | | | | (16. 3. 11 現在) |

(1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件(うち本院先議3件)であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類171件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特許法等の改正 近年、技術革新のスピードの加速化及び知的財産価値の増大に伴い、権利の早期確定が重要となっている。しかし、特許出願件数の増加に伴う審査未着手件数(滞貨)が増大しており、特許審査の順番待ち期間は26ヵ月に及んでいる。一方、雇用慣行の変化、従業者等の意識変化等を背景に、使用者等と従業者等との間で、職務発明に対する「相当の対価」の額をめぐる訴訟が多発している。特許法第35条の職務発明規定については、「相当の対価」の算定基準が具体性を欠いており、使用者等が従業者等に支払う対価が不透明であるため、予測可能性をもった研究開発投資に支障が生じていること、また、報償規程が使用者等によって一方的に定められているため、従業者にとって適切な評価に対する納得感が低いこと等の問題が指摘されていた。

このため、平成14年7月に知的財産戦略会議が策定した「知的財産戦略大綱」において、特許審査の迅速化に向けた取組の推進、職務発明規定の見直し等が掲げられ、これを受けた産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会での検討結果を踏まえて、**特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案**が提出された。その主な内容は、特許審査の迅速化を図るため、先行技術調査機関を指定制から登録制に改めて民間参入に道を開くほか、特定登録調査機関が交付する調査報告を提出した場合には出願審査請求手数料を減額するとともに、職務発明に係る対価決定基準の策定に際し、使用者等と従業者等間の協議状況等を考慮して、企業に勤める従業者等の発明に対する対価が適正に定められるよう、規定を整備するものである。

委員会においては、職務発明規定の改正を中心に参考人から意見を聴取するとともに、

職務発明に係る訴訟が法改正により回避される可能性について質疑が行われ、政府からは「改正案では、企業と研究者の自主的な取決めを尊重しており、企業が研究者の意向を酌み取るように努めれば研究者の納得感が高まり、訴訟が提起される可能性は減る」との答弁があった。また、現行法の下で発生している訴訟などに対して改正案が遡及適用できないことへの対応について、政府からは「今回の法改正の趣旨等が裁判においても参酌されることを期待する」旨の答弁があった。そのほか、職務発明の対価決定が不合理な場合の訴訟における立証責任の問題、中小企業に対する知的財産政策の充実、我が国の知的財産戦略の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

中小企業対策 近年、金融情勢の激変により民間金融機関の中小企業向け融資が減少するとともに、不動産価格の下落により中小企業の担保による借入れ余力が低下する中で、過度に不動産担保や人的保証に依存しない融資へのニーズが高まっている。

このような状況の中で、平成15年12月の産業金融機能強化関係閣僚等による会合において取りまとめられた「経済活性化のための産業金融機能強化策」では、中小企業金融の手法の多様化に向けた取組を加速することとされた。これを踏まえて提出された**中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案**は、中小企業金融公庫の業務に、同公庫が民間金融機関等の中小企業向け貸付債権等を買収して証券化する業務等を追加することにより、民間金融機関等による無担保融資の拡大を促すとともに、中小企業総合事業団から信用保険業務を移管することなどを主な内容とするものである。

本法律案は、**中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案**とともに、本会議における趣旨説明聴取及び質疑の後、委員会においては一括して議題とされ、証券化スキームの実効性を確保するためのインフラ整備の必要性、信用保険財政の基盤強化策、中小ベンチャーファンド法の対象を中堅・大企業にまで拡大した理由等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

このほか、**商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案**が可決された。なお、附帯決議が付された。

特定商取引法及び商品取引所法の改正 最近、高齢者を狙った「点検商法」、若者を対象とした「アポイントメントセールス」等の悪質な訪問販売や「マルチ商法」（連鎖販売取引）によるトラブルが急増している。このため、**特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**は、点検商法対策として、事業者が訪問販売時において販売目的を明示することを義務付け、アポイントメントセールス対策として、販売目的を隠し公衆の出入りしない個室で勧誘することを禁止するとともに、違法な勧誘により締結した訪問販売や連鎖販売取引の契約を消費者が取り消すことができるようにするほか、連鎖販売取引について一定の条件の下で返品し返金が受けられるようにするための返金ルールを定める

ことなどを主な内容とするものである。

また、商品取引所法の一部を改正する法律案は、委託者保護を強化し、信頼性及び利便性の高い商品先物市場を整備するため、委託者(顧客)が取引の担保である取引証拠金を商品取引所に直接預託する制度を創設し、商品取引所外における取引の決済を可能とする清算機関制度を整備するとともに、顧客に対して商品先物取引の仕組みやリスクの説明を義務付ける等商品取引員に対して適正な規制を行うことなどを主な内容とするものである。なお、衆議院において、商品取引員が顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘を行うことを禁止するなどの修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、特定商取引法等改正案については、マルチ商法によるトラブルが絶えないため、消費者を対象とした連鎖販売取引の禁止の必要性について質疑が行われたが、政府は「連鎖販売取引にも様々な形態があり、全面的に禁止することは困難である」との答弁にとどまった。そのほか、商品先物取引における個人委託者の保護方策、商品取引所の合併・統合の在り方、特定商取引法等の改正による消費者トラブル減少への効果等について質疑が行われた。また、商品取引所法改正案については東京工業品取引所等の視察が行われた。商品取引所法改正案は、討論の後、多数をもって可決され、特定商取引法等改正案は、全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

このほか、工業標準化法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案が可決された。なお、それぞれ附帯決議が付された。また、不正競争防止法の一部を改正する法律案が可決された。

〔国政調査等〕

3月11日、経済産業行政の基本施策について中川経済産業大臣から所信を、平成15年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を、それぞれ聴取した。

これに対し、3月18日、日中経済関係の現状、消費税の総額表示方式導入の是非、エネルギー・環境戦略の在り方等について質疑を行った。

3月23日、地域経済及び中小企業問題を議題とし、商工会、商工会議所等における取組の現状と課題等について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度経済産業省予算等の審査を行い、特許事務の機械化によるコスト削減効果、中小企業対策予算、各種事業規制改革の必要性、地球温暖化対策、知的財産の流動化促進策等について質疑を行った。

5月13日、産業再生問題を議題とし、産業再生機構及び中小企業再生支援協議会における取組の現状と課題等について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年3月11日（木）（第1回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件について中川経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成15年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成16年3月18日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、泉経済産業副大臣、佐藤内閣府副大臣、江田経済産業大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、荒井外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、魚住汎英君（自民）、平田健二君（民主）、広野ただし君（民主）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成16年3月23日（火）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域経済及び中小企業問題に関する件について参考人全国商工会連合会会長清家孝君、東京都中小企業再生支援協議会支援業務責任者藤原敬三君及び宇都宮商工会議所会頭・栃木県商工会議所連合会会長・栃木県中小企業再生支援協議会会長築郁夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、谷博之君（民主）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）

○平成16年3月24日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について中川経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、坂本経済産業副大臣、泉経済産業副大臣、山下財務大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君（自民）、福島啓史郎君（自民）、広野ただし君（民主）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、西山登紀子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月30日(火)(第5回)

- 工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第72号)
 - 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第73号)
 - 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)
- 以上3案について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月1日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第72号)
- 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第73号)
- 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)

以上3案について中川経済産業大臣、泉経済産業副大臣、菅経済産業大臣政務官、佐藤国土交通大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官、竹本厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人産業技術総合研究所理事長吉川弘之君に対し質疑を行い、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第73号)及び鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕加納時男君(自民)、藤原正司君(民主)、広野ただし君(民主)、緒方靖夫君(共産)

(閣法第72号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

(閣法第73号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

(閣法第74号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年4月8日(木)(第7回)

- 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)
- 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

以上両案について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月13日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律

案（閣法第7号）（衆議院送付）

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、市川農林水産副大臣、森厚生労働副大臣、林国土交通副大臣、菅経済産業大臣政務官、荒井外務大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君、中小企業金融公庫総裁水口弘一君及び国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、魚住汎英君（自民）、有馬朗人君（自民）、藤原正司君（民主）、広野ただし君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第7号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年4月15日（木）（第9回）

- 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、江田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕魚住汎英君（自民）、平田健二君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法9号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月22日（木）（第11回）

- 商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第117号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣から趣旨説明を、商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院経済産業委員長代理吉田治君から説明を聴いた。

○平成16年4月27日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第117号)(衆議院送付)

以上両案について衆議院経済産業委員長代理田中慶秋君、中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、市川農林水産副大臣、菅経済産業大臣政務官、山下財務大臣政務官、江田経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 広野ただし君(民主)、平田健二君(民主)、福島啓史郎君(自民)、
松あきら君(公明)、西山登紀子君(共産)、緒方靖夫君(共産)

(閣法第116号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

(閣法第117号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年5月11日(火)(第13回)

- 不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第118号)(衆議院送付)について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年5月13日(木)(第14回)

- 産業再生問題に関する件について参考人株式会社産業再生機構代表取締役社長斉藤惇君及び石川県中小企業再生支援協議会会長・財団法人石川県産業創出支援機構副理事長斉藤直君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 福島啓史郎君(自民)、広野ただし君(民主)、松あきら君(公明)、
西山登紀子君(共産)

○平成16年5月18日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第118号)(衆議院送付)について中川経済産業大臣、阿部外務副大臣、江田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 藤原正司君(民主)、松あきら君(公明)、緒方靖夫君(共産)

(閣法第118号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成16年5月20日（木）（第16回）

- 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年5月25日（火）（第17回）

- 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について参考人新日本製鐵株式会社参与・知的財産部長・社団法人日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会委員阿部一正君、日本労働組合総連合会総合政策局長木村裕士君及び弁理士大西正悟君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕魚住汎英君（自民）、藤原正司君（民主）、浜四津敏子君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成16年5月27日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣、坂本経済産業副大臣、江田経済産業大臣政務官、菅経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、福島啓史郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、松あきら君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第37号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年6月16日（水）（第19回）

- 請願第209号外170件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、貸付債権の証券化手法の普及により無担保融資の拡大を促進するとともに、特殊法人等整理合理化計画等を実施するため、中小企業総合事業団の中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に行わせる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業金融公庫法の一部改正

- 1 民間金融機関等による中小企業者に対する無担保融資の拡大を促進するため、貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫の業務に追加する等の措置を講ずる。
- 2 中小企業総合事業団が行っている中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に移管するための措置を講ずる。

二、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の日を独立行政法人都市再生機構法の成立の時とする。
- 2 機構の行う繊維関係業務に関し、繊維振興基金及び繊維人材育成基金に係る規定を削除する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、機構の成立の時（平成16年7月1日）から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 証券化支援制度の運用に当たっては、中小企業者に対する無担保・第三者保証人不要の融資機会が拡大されるよう、支援対象とする債権等について適切な基準を定めるとともに、貸出債権の証券化市場の円滑な拡大に資するため、中小企業者に関する適確な情報提供体制の確立等、市場の環境整備に努めること。
- 二 中小企業金融公庫の証券化支援業務の実施に当たっては、適切なりスク評価体制の整備等により、財務の健全性確保に努めること。また、中小企業信用保険財政の悪化が深刻化している現状にかんがみ、制度の円滑かつ持続的発展を図るため、財政基盤の抜本的強化のための対策を早急に講ずること。
さらに、中小企業金融公庫の業務について、職員の雇用の確保に配慮しつつ、組織及び事務・事業の一層の効率化を進め、経営合理化のための適切な対応に努めること。
- 三 中小企業金融の円滑化を図るに当たっては、中小企業の実態に配慮し、セーフティネット制度の積極的な活用・充実など環境の整備に努めること。
- 四 繊維産業対策については、今後5年間で繊維関係基金を活用した最後の改革期間であることに十分留意の上、産業構造の抜本的かつ集中的改革を積極的に推進すること。

右決議する。

**中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第8号)**

【要旨】

本法律案は、ベンチャー企業や事業再生に取り組む企業に十分な資金を供給するため、出資により資金供給を行う仕組みであるファンド制度の拡充を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の変更

題名を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

二、目的の見直し

本法の目的を中小企業等の自己資本の充実を促進することから、事業者への円滑な資金供給を促進することに変更する。

三、投資対象の追加

ファンドの投資対象の制限を撤廃することにより、資金供給の対象を中小企業等から事業者に拡充する。

四、投資手法の拡充

ファンドの機能を拡充し、出資先企業に対して、融資や債権の取得が行えるようにする。

五、投資家の資格

ファンドに対する投資家は、適格機関投資家その他の政令で定める者とする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 有限責任組合制度の運用に当たっては、一般投資家の保護の観点から誤信を招くような勧誘に対する適切な措置を講ずるなど万全を期すこと。また、適切なリスク判断に基づく投資家の出資が行われるよう、制度内容の周知徹底を図るとともに、適切な情報開示基準の策定に努めること。
- 二 中小ベンチャー企業の育成、地域経済の活性化、事業再生の推進といった喫緊の課題を達成するため、有限責任組合を活用して積極的な対策を講ずるとともに、有限責任組合を通じた投資の拡大を図るため、年金基金等の機関投資家からの出資が容易となるよう環境整備に努めること。
- 三 中小企業の再生支援に当たっては、中小企業総合事業団が出資を行う地域中小企業再生ファンド等の組成の促進に一層取り組むこと。

右決議する。

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、市町村合併の動きが加速する中で、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して円滑に合併できるよう、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商工会議所法の一部改正

1 商工会議所の合併に関する規定の整備

商工会議所の合併に関し、合併の手続き、合併の時期及び効果等について所要の規定の整備を行う。

2 地区の特例

商工会議所が、地域の商工業の状況に応じて、市内の一部地域での合併や飛び地となる合併等が行えるよう地区に関する規定の見直しを行う。

3 地区の特例に関する規定の整備

商工会議所の地区の特例に関し、設立の要件等について所要の規定の整備を行う。

4 特定商工業者

特定商工業者（地区内の商工業の実勢把握等の対象となる商工業者）に該当する基準を明確化、簡素化する等所要の規定の整備を行う。

二、商工会法の一部改正

1 地区の特例

商工会が、地域の商工業の状況に応じて、飛び地となる合併等が行えるよう地区に関する規定の見直しを行う。

2 地区の特例に関する規定の整備

商工会の地区の特例に関し、設立の要件等について所要の規定の整備を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 商工会議所及び商工会（以下「商工団体」という。）が地域の実状に応じて合併を行った結果、行政の区域と商工団体の地区が異なった場合には、行政と商工団体との一体的な活動に支障が生ずることのないよう十分配慮するとともに、行政と商工団体との一層の連携が図られるよう努めること。
- 二 市町村合併の進展に伴い、同一市町村内に商工会議所と商工会が併存する事例の増加が予想されることから、商工団体の組織の今後の在り方については、当事者間の自主的な議論や地域の商工業者のニーズを踏まえ、組織強化に配意しつつ、早期に所要の検討を行うこと。
- 三 多様化する中小企業支援ニーズに適切に対応するため、商工団体がこれまで以上に中

小企業者に対する総合アドバイザーとしての役割を果たすことのできるよう、経営指導員等の資質向上に向けた施策を充実させること。

四 現下の中小企業を取り巻く厳しい経済状況にかんがみ、多様化・複雑化した中小企業支援施策が有効に活用されるよう、その内容を小規模事業者にまで浸透させるように努めること。

右決議する。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、審査処理を促進し、出願人の審査請求行動を適正にすることにより、特許審査の迅速化を図るとともに、職務発明の対価に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法の一部改正

1 職務発明規定の見直し

イ 職務発明に関する対価を契約、勤務規則等で定める場合は、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された基準の開示の状況、対価の額の算定に対する従業者等からの意見聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならないとする。

ロ 職務発明に関する対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められる場合は、使用者等が従業者等に支払うべき対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、発明に対する使用者等の負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならないとする。

2 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入

実用新案登録出願日から3年以内であれば、実用新案登録後であっても特許出願に変更することができる。

二、実用新案法の一部改正

1 訂正の許容範囲の拡大

実用新案権者は、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正に加え、実用新案登録請求の範囲の縮減等の訂正を1回に限り行うことができる。

2 実用新案権の存続期間の延長

実用新案登録出願の日から6年としている実用新案権の存続期間を10年に延長する。

三、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正

1 特許料等の返還

特許料等の予納者から返還請求の申出があった場合は、予納した見込額に返還すべ

き額を加算する。

2 指定調査機関制度の見直し

指定調査機関制度を登録調査機関制度に移行し、公益法人以外の者であっても従来技術に関する調査を行うことができる。

3 インターネットを使用した公報の発行

インターネットを使用した特許公報等の発行を行うことができる。

4 特定登録調査機関制度の導入

特許出願人が審査請求に際し、特定登録調査機関（登録調査機関のうち特許庁長官から特に登録を受けた者）の交付する調査報告を提示した場合、審査請求料を軽減することができる。

四、独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正

独立行政法人工業所有権総合情報館の名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館に改めるとともに、同法人の行う業務として、工業所有権に関する情報システムの整備及び管理並びに特許庁職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等を追加する。

五、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。ただし、特許料等の返還に関する規定は公布の日又は平成16年4月1日のいずれか遅い日から、指定調査機関制度の見直し及び独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に関する規定は平成16年10月1日から、それぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 技術開発の活性化及び重複研究の回避等により我が国産業の国際競争力を強化するためには、発明の早期権利化が重要であることにかんがみ、特許の審査待ち期間ゼロを目指した中・長期目標を設定するとともに、これらの目標を早期に実現するよう努めること。
- 二 審査待ち案件を減少させる観点から、特許審査官及び任期付き審査官の増員、外部人材の一層の活用など審査体制の整備に努めるとともに、多くの民間機関が新たな登録機関として参入できるよう、アウトソーシングの拡充に向けた環境整備に努めること。
- 三 職務発明については、使用者等と従業者等との間で行われる協議など適正な手続を踏まえた職務発明規定が企業において整備されるよう、その促進に努めること。
また、今回の改正の趣旨を関係各方面に周知し、適正な手続を踏まえた職務発明規定が成立している場合にはその内容が十分尊重されるとともに、既存案件については円滑な問題解決が可能となるよう努めること。
- 四 特許審査の迅速化を始め知的財産政策の効果が中小企業に十分もたらされるよう、中小企業の人材育成支援の強化に努めるとともに、弁理士の活用を図ること。また、職務発明規定の整備に当たっては、中小企業への相談・支援体制を充実すること。

右決議する。

工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、主務大臣等の認定を受けて鉱工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示を付することができる制度（以下「日本工業規格表示制度」という。）について、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者の認証を受けて特別な表示を付することができる制度に改めるとともに、日本工業規格に定める試験を行う事業者について、主務大臣がこれを認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとしてその登録を受ける制度に改める等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、製品試験の事業に関する一部改正

1 製品試験を行う事業者の登録

製品試験の事業者について、主務大臣の認定を受けることができる制度を、法律で定める一定の要件に適合するものとして主務大臣の登録を受けることができる制度に改める。

2 製品試験事業の対象の見直し

製品試験の事業の対象を、指定商品を含む鉱工業品全体に拡大し、日本工業規格に定めるところにより行う鉱工業品に係る試験、分析又は測定とする。

3 登録試験事業者及び登録外国試験事業者

登録試験事業者（国内にある試験所において製品試験の事業を行う者をいう。）及び登録外国試験事業者（外国にある試験所において製品試験の事業を行う者をいう。）に係る登録の取消し等に関する規定の整備を行う。

二、鉱工業品等の日本工業規格への適合性の認証に関する一部改正

1 認定機関の指定制度の見直し等

イ 認証機関の登録

日本工業規格表示制度の認証を行う主体を、主務大臣又は主務大臣が指定する認定機関から、法律で定める一定の要件に適合するものとして主務大臣の登録を受けた認証機関とする。

ロ 国内登録認証機関及び外国登録認証機関

国内登録認証機関（国内にある事務所において日本工業規格表示制度による認証を行うことにつき主務大臣の登録を受けた者をいう。）及び外国登録認証機関（外国にある事務所において日本工業規格表示制度による認証を行うことにつき主務大臣の登録を受けた者をいう。）に係る認証の義務及び登録の取消し等に関する規定の整備を行う。

2 日本工業規格への適合の表示

日本工業規格表示制度の対象となる商品等を主務大臣が指定する制度を廃止するとともに、鉱工業品の製造業者等又は外国製造業者等は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて表示を付することができるものとする。

3 その他

登録認証機関の登録等に係る公示に関する規定を整備するとともに、罰則等について所要の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成17年10月1日から施行する。ただし、「一、製品試験の事業に関する一部改正」については、平成16年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 新JISマーク表示制度及び新JNLA制度への移行に当たっては、政府認証から民間第三者機関による認証への転換や指定商品制度の廃止など制度の根幹が変更されることとなることから、新制度への円滑な移行が図られるよう、企業、消費者を初めとする制度利用者及び認証機関等に対して制度の十分な周知広報及び普及啓発に取り組むこと。
- 二 現在のJISマーク表示認定工場については、中小企業の占める割合が高いことから、新制度への移行においては事業者の負担の軽減に十分留意するとともに、新JISマーク表示制度については、消費者の利益保護の観点から、登録認証機関の質の確保やマークの不正使用等の防止に向けて、国として適正・厳格に事後措置を実施するなど制度の信頼性の確保に努めること。
- 三 新JNLA制度については、民間における試験所認定との間の役割分担や相互補完性に配慮した運営に努めるとともに、重複検査の排除の観点から強制法規や公共調達等における制度の活用促進に努めること。
- 四 我が国の工業標準化に関しては、産業技術の発展・向上のための重要な政策手段として、環境保全や高齢者・障害者への配慮など多様な消費者ニーズ等に的確に対応した標準化を更に推進するとともに、日本発の技術の国際標準化を推進することにより我が国の産業競争力の強化を図る観点から、国際標準提案の迅速化や研究開発、知的財産権取得と標準化との一体的推進など国際標準化活動に対する戦略的な取組を一層強化すること。

右決議する。

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（先議）

【要旨】

本法律案は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）を独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除する。

二、秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課す。

三、役員及び職員の地位

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、施行期日

この法律は、一部を除き平成17年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 非公務員型の独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた雇用の安定を含む良好な労働関係及び労働条件等に十分配慮すること。

また、産学官連携の推進の観点から、産業界、学界との研究交流の活発化や職員自らの起業の支援を一層促進し、人事制度面等において職員の士気を維持、向上させるような制度・組織の構築に努めること。

二 計量標準業務、地質調査業務等のいわゆる知的基盤業務等に関しては、信頼性と継続性の要求される公的性格の強い業務であることにかんがみ、業務の停滞により国民生活に影響を及ぼすことのないよう、今後ともその着実な実施の確保を図ること。

三 独立行政法人産業技術総合研究所の組織・業務の見直しに関しては、特に研究開発活動の特質を考慮した研究評価の在り方について更に積極的な取組を行うとともに、平成16年度末の中期目標期間の終了に向けて、政策目的の達成状況、業務の効率化及び質の向上の達成状況等の厳格な業績評価を行い、組織・業務全般にわたる的確な見直しを実施すること。

また、平成17年度からの次期中期目標の策定に当たっては、その見直し結果を反映した一層明確かつ具体的な目標設定に努めること。

四 独立行政法人の長及び役員の選任においては、いたずらに公務員の天下り先となることがないように留意するとともに、自律的、自主的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、広く内外から適切な人材を起用するよう努めること。

右決議する。

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（先議）

【要旨】

本法律案は、石炭鉱山の大幅な減少等最近の鉱山における保安を巡る状況変化を踏まえ、機械器具等に係る国の検定の廃止等規制を大幅に簡素合理化するとともに、地域の鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的に実施するため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、鉱山保安法の一部改正

1 鉱業権者の義務

鉱業権者は、①鉱山における人に対する危害の防止、②鉱物資源の保護、③機械、器具及び建設物、工作物等の施設の保全、④鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

2 鉱山労働者の義務

鉱山労働者は、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

3 機械、器具等に関する制限等

鉱業権者は、機械、器具又は火薬類等の材料であつて危険性の大きいものは、一定の技術基準に適合するものでなければ、鉱山の坑内において使用し、又は設置してはならない。また、鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物等の施設を一定の技術基準に適合するように維持しなければならない。

4 鉱業権者による鉱山の現況調査等

イ 鉱業権者は、鉱業を開始しようとするときは、鉱山の現況について、一定の事項を調査し、その結果を記録し、保存しなければならない。

ロ 経済産業大臣は、鉱山における保安のため必要があると認める場合には、鉱業権者に対し、保安に関する事項を調査し、その結果を記録し、保存することを命ずることができる。

ハ 鉱業権者は、鉱業の実施に際し、必要に応じ、鉱山における保安に関する事項を調査するように努めなければならない。

5 保安規程

鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、保安規程を定め、遅滞なく、経済産業大臣に届け出なければならない。鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、保安委員会の議に付すか、又は鉱山労働者代表の意見を聴かなければならない。

6 保安統括者等

鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を、また、保安統括者を補佐して保安に関する事項を管理させるため、保安管理者をそれぞれ選任しなければならない。

7 危害回避措置等

イ 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、その判断により、当該危害を避けるため必要な措置をとることができる。

ロ 鉱山労働者は、この法律若しくは経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、保安統括者等に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。

8 鉱山労働者代表

鉱山労働者は、鉱業権者及び保安統括者等と保安に関する重要事項について協議し、保安統括者等の保安に関する職務の執行について協力し、勧告を行うため、代表者を

選任することができる。

9 経済産業大臣等に対する申告

イ この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、鉱山労働者は、その事実を経済産業大臣、産業保安監督部長又は鉱務監督官に申告することができる。

ロ 鉱業権者は、当該申告をしたことを理由として、当該鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

二、経済産業省設置法の一部改正

経済産業局の所掌事務から火薬類の取締り、高圧ガスの保安等の産業保安に係る事務を除き、原子力安全・保安院に置かれている鉱山保安監督部を産業保安監督部とする。産業保安監督部は、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を所掌する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き平成17年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 自主保安の原則の明確化、適正な官民の役割分担等を基本とする新制度の導入に当たっては、事業者等に対する制度趣旨の周知徹底を図るとともに、監督部局における監督等の専門性の確保、類似の行政手法を採用している国、地域との情報交換、鉱山保安に関する知見の蓄積と事業者等との情報共有化による知見・ノウハウの有効活用に向けた体制整備に関し十全の取組を行うこと。
- 二 小規模鉱山に対しては、新制度の円滑な導入が図られるよう、自主保安の確保に向けた体制整備についてその実状を踏まえた十分な支援措置を講ずること。
- 三 鉱山保安行政とその他の産業保安行政の一体的実施のための行政組織の見直しに関しては、行政の効率化の観点からその業務体制等について不断の見直しを行うこと。
- 四 鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たい積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。
- 五 我が国のエネルギーセキュリティ確保や国際貢献の観点から、海外炭開発に対する支援、石炭採掘や鉱山保安などに係る技術移転等について、その取組の一層の推進を図ること。

右決議する。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第116号）

【要旨】

本法律案は、我が国の商品先物市場が急速に拡大する中で、委託手数料の完全自由化等

により、商品取引員の競争環境に大きな変化が見込まれるとともに、国際的な市場間競争が激化していることにかんがみ、委託者保護を強化し、信頼性及び利便性の高い商品先物市場を整備するため、所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、委託者資産の保全制度の拡充

- 1 委託者が取引の担保として預託する取引証拠金の全額を商品取引所に直接預託する制度を創設する。
- 2 商品取引員による委託者資産の分離保管について、銀行への預託を廃止し、信託会社等への信託、委託者保護基金への預託等を義務付けるなど分離保管義務の厳格化を図る。
- 3 商品取引員の破綻等により委託者資産が毀損した場合における補償等を行う委託者保護基金制度を整備する。

二、商品取引員に対する規制の見直し

- 1 商品取引員の許可制度を商品市場ごとの許可から市場横断的な包括許可に改める。
- 2 商品取引員の健全な財務基盤を確保するため、商品取引員は、純資産額規制比率（純資産額の、その商品市場において行う取引につき発生し得る危険に対応する額に対する比率）が120パーセントを下回らないようにしなければならない。
- 3 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産状況に照らして不適切な勧誘を行い、委託者保護に欠けることがないように、商品取引受託業務を営まなければならないものとするとともに、顧客の迷惑となるような不当な勧誘行為等を禁止する。また、商品取引員に、受託契約の締結前に顧客に商品先物取引の仕組み・リスクを記載した書面交付及びその説明を義務付け、一定の事項を説明しなかったときは、当該受託契約につき生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

三、市場の信頼性及び利便性の向上

- 1 複数の商品取引所における取引の決済を一括して効率的にできるよう、商品取引所外において取引の決済を可能とする清算機関制度を整備する。
- 2 商品取引所の組織形態について、一定の要件の下で株式会社形態を可能とする。
- 3 商品取引所の上場商品についても、商品取引所外において当業者同士で商品取引所に類似する市場を一定の要件の下で開設することを可能とする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、商品取引員が行ってはならない行為に、委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること等を加える修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 商品取引員の勧誘行為に関しては、個人委託者の保護のため、適合性原則の徹底を始

め関係法令を遵守するよう厳格に指導すること。特に、新規委託者の保護には万全を期すとともに、契約締結前に交付すべき書面については、商品先物取引の仕組み・リスクについて個人委託者に分かりやすい内容とすること。

二 両建て勧誘、特定売買、向玉等の悪用については厳正に対処するとともに、今後の委託者トラブルの動向を踏まえ、禁止行為の種類やその実効性の確保策について適時適切な見直しを行うこと。

三 商品取引員に対する監督体制については、農林水産省及び経済産業省の緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会（CFTC）等も参考として、今後の体制強化について検討を行うこと。

右決議する。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案 (閣法第117号)

【要旨】

本法律案は、悪質な訪問販売やマルチ商法に関する消費者トラブルが急増している現状にかんがみ、取引の公正及び消費者保護の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定商取引に関する法律の一部改正

1 訪問販売等における販売目的の明示

販売業者等が、訪問販売等をしようとするときは、勧誘に先立って、販売業者等の氏名・名称に加えて、販売目的であることなどを明らかにしなければならない。

2 禁止行為

イ 販売業者等が、訪問販売等について勧誘する際に、商品の価格、性能等に関する重要事項を故意に告げない行為を禁止する。

ロ 販売目的であることを告げずに、公衆の出入りしない場所に誘い込んで、勧誘する行為を禁止する。

3 合理的な根拠を示す資料の提出

主務大臣は、商品の効能・効果等について、誇大な広告・勧誘をしている疑いがある販売業者等に対し、その裏付けとなる合理的な根拠資料の提出を求め、提出しないときは、誇大であるものとみなす。

4 訪問販売等における契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）

販売業者等が、嘘を言ったり威迫して、クーリング・オフを妨害した場合は、その妨害が解消されるまで、消費者はクーリング・オフを行うことができる。

5 訪問販売等における契約の取消し

消費者が、虚偽の説明や重要事項を告げないなどの違法勧誘によって、誤認して訪問販売等の契約を締結したときは、契約を取り消すことができる。

6 連鎖販売取引（マルチ商法）における契約の解除

連鎖販売取引について、会員は、クーリング・オフ期間を経過した後であっても、

契約を将来に向かって解除できるとともに、入会后1年以内の会員は、引渡しを受けてから90日以内の未使用の商品を返品し、適正な返金を受けることができる。

二、割賦販売法の一部改正

1 割賦販売等に係る申込内容の書面交付等

割賦販売等の方法により指定商品を販売する契約等で、連鎖販売個人契約に該当するもの等については、割賦販売等に係る申込内容の書面交付の規定、契約の解除等の制限規定を適用するとともに、割賦販売業者が請求しうる損害賠償等の額を制限する。

2 割賦購入あっせん業者に対する抗弁

連鎖販売個人契約について、退会した会員に、割賦購入あっせん業者に対する抗弁（支払いの拒絶）を認める。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 近年、ますます悪質・巧妙化している訪問販売、連鎖販売取引等の実態にかんがみ、消費者保護の充実強化の観点から、関係省庁、地方公共団体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、違法行為に対して機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。

また、消費者トラブルを防止するため、消費生活センター及び国民生活センターが相談窓口として有効に機能するよう努めること。

二 本改正の趣旨及び内容について、消費者、事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。

特に、高齢層、若年層に対しては、社会教育、学校教育のより一層の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。

三 報告徴収及び立入検査の対象事業者が拡大することに伴い、人員の増強等を図り、本法の適切かつ機動的な執行に努めること。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第118号）

【要旨】

本法律案は、最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民の国外犯処罰の導入

外国公務員等に対する不正の利益の供与等について、日本国内で行った場合に加え、新たに、日本国民が国外において行った場合についても処罰の対象とする。

二、施行期日

この法律は、平成17年1月1日から施行する。